

令和4年度鹿沼市の中小企業支援制度紹介

新たな技術の習得や製品の開発、販路拡張、工場の新設・増設を目指す企業の皆さん、市の各種制度を活用してください。

商業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
個店整備事業補助金	店舗の改修工事等、備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）購入に要する経費を補助	・対象経費の3分の1以内 ・改修工事・備品等購入補助限度額20万円
地域商店会等運営支援事業補助金	共同施設や設備の設置、修繕等に要する経費を補助	・対象経費の30%以内
販売促進等共同経済事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費を補助	・対象経費の30%以内
空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	市内において空き店舗等を活用して、新規出店する際の店舗家賃の費用を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額 3万円/月（1年目）、2万円/月（2年目）、1万円/月（3年目） ※オープンから最大3年間 ※特定創業支援事業に関する証明書が必要です。

工業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
デジタルビジネス推進事業補助金	市内事業者のデジタル化を加速し、ビジネス機会の創出・拡大や生産性向上につなげることを目的とした販路開拓・業務効率化事業に要する経費を補助	・対象経費の3分の2以内 ・限度額50万円
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・特許権補助 限度額20万円 ・その他補助 限度額10万円
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品の販売促進事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額30万円 ・自社製品カタログ作成・自社ホームページ新規作成については限度額5万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・国内展示会 限度額30万円 ・国外展示会 限度額50万円 ※2回目は上記に該当する展示会の限度額の2分の1 ※3回目以降は一律10万円

退職金制度補助

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	対 象	補助率および補助限度額
鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった正社員にかかる掛金の一部を補助	従業員50人以下の市内事業所	・従業員1人につき1万2千円 ・限度額30万円

農林商工連携・6次産業化支援

産業振興課産業振興係 ☎(63)2196

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・6次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や事業者自らが行う6次産業化事業への補助	・対象経費の2分の1以内 ・3年間の累計で100万円限度 ※事業期間は3年以内

工場等の新設・増設・移転への各種支援

産業誘致推進室 ☎(63)2266

① 工場立地が可能な土地に対する支援

支援制度名	対象業種	条 件	補助率および補助限度額
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設	1.2,000㎡以上の土地に新設、増設し、工場等を操業（工業団地は、取得後3年以内に操業。既存敷地内増設の場合は、生産施設の増築を伴うものに限る。） 2.固定資産税の完納 3.投下固定資産額が2億円以上（中小企業は5,000万円以上） 4.常用雇用者が20人以上（中小企業は10人以上）	・投下固定資産額（固定資産税課税標準額）の2%以内 ・限度額1,000万円（各年度） ※操業開始後に課税された年度から3年間

② 工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	対象業種	条 件	補助率および補助限度額
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設	1.工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしている 2.新規常用雇用者が5名以上で1年以上継続雇用されている	・市内新規常用雇用者1人あたり10万円 ※交付は1回のみ

